

平成28年12月6日

第77回 神戸市個人情報保護審議会

こうべ健康いきいきサポートシステムへの
情報項目の追加について

(保健福祉局・こども家庭局)

神保健予 第 3154 号
神保健健 第 2518 号
神こここ 第 3255 号
平成 28 年 12 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

こうべ健康いきいきサポートシステムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局健康部予防衛生課

健康づくり支援課

こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

こうべ健康いきいきサポートシステムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(共通)

- ・ 制度個人番号 (マイナンバー)
- ・ DV (ドメスティックバイオレンス) 情報

(予防接種情報)

- ・ 予防接種実施依頼書発行理由

こうべ健康いきいきサポートシステムへの情報項目の追加について

1. 趣旨

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）別表第一の各項に基づき実施する事務において制度個人番号（以下、「マイナンバー」という。）を利用することになる。

予防接種事務、母子保健事務においては、平成 29 年 7 月からは、マイナンバーを活用した行政機関や他自治体との情報連携（以下、「情報連携」という。）が行われる予定であり、また、成人健診に関する事務においては健康増進法等関連法令に基づく検（健）診の対象者の確認に用いるため、「こうべ健康いきいきサポートシステム（予防接種台帳、母子保健、成人健診各サブシステム）」（以下、「いきいきサポートシステム」という。）の項目にマイナンバーを追加する必要がある。

これらの実施にあたって、DV（ドメスティックバイオレンス）被害者については、滞在先の秘匿など、情報の取り扱いについて特に注意を要するため、いきいきサポートシステムにおいて注意を促す機能を追加する。

このほか、予防接種事務において、予防接種実施依頼書発行理由を項目追加し、今後の予防接種啓発方法等の参考とする。

2. 概要

住民記録システムより、共通基盤システム（庁内連携システム）を経由して、マイナンバー、DV 情報を受け取る。マイナンバーについては他自治体との情報連携（成人健診事務を除く）及び法令に基づく予防接種、検（健）診の対象者の確認に使用する。DV 情報については各サブシステムにおいて端末画面に注意喚起の表示を行なう。

また、神戸市に住民登録がある市民が、市外等（市内の未契約医療機関を含む。）で予防接種を受けようとする場合に、神戸市が当該自治体の長または医療機関あてに「予防接種実施依頼書」を発行しているが、今後の啓発方法等予防接種事務の参考にするため、同依頼書発行理由（かかりつけ医療機関が市外にある、市外の病院に入院中、など。）を予防接種システムに登録し、分析に活用する。

3. 効果

予防接種、母子保健、成人健診の各記録の確実な管理その他予防接種、母子保健、成人健診各事務の効率化に資する。各追加項目の効果は 1. に記したとおり。

4. 実施計画

平成 28 年 12 月 14 日～

マイナンバー・DV 情報・予防接種実施依頼書発行理由使用開始、連携
テスト

平成 29 年 7 月～

行政機関や他自治体との情報連携開始

5. 件数

住民データ（現住民分） 約 154 万人分

住民データ（消除分） 転出者 約 5 万人／年

死亡者 約 1.5 万人／年

（消除分は原則として転出・死亡後 5 年間保存）

6. 個人情報の保護

いきいきサポートシステムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子
計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処
しており、本件に対しても同様に対処する。

また、いきいきサポートシステムの業務システム管理者（所管課長）は、
「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき同システムに係る情報セキュ
リティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録
媒体の管理、機器の管理、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置な
ど適正かつ厳格に行う。システムの保守・運用については、契約に基づき、
委託事業者にも上記の措置を徹底させる。

さらに、番号法に基づき作成した特定個人情報保護評価書（全項目評価）
への記載内容どおりの運用が行われているかの確認と必要な改善を行って
いく。

（1）システム上の保護

ア 端末機の OS の起動にあたっては、個人ごとの生体認証を導入する
とともに、特定個人情報を収納する各サブシステムのログインについ
てはさらに個人単位または業務単位の ID とパスワードによる認証を
行う。端末機の操作は関係職員に限定し、業務ごとに、操作できる職
員を限定する。

イ 個人情報に係るデータベースについては、端末機には保存せず、
庁内の施錠されたラック内に設置するいきいきサポートシステム専
用サーバーに保存する。

- ウ 端末機とサーバーは、LGWAN を除き外部のネットワークとは繋がっていない庁内基幹業務系 NW により接続し、本システム専用端末機以外の端末機からのアクセスを遮断する。これにより、外部等からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピューターウイルスからの感染を防止する。
- エ 一般ユーザー権限で起動した端末機から USB メモリー等の外部記録媒体へのデータ書き込みはできないようにしている。
- オ 一般ユーザー権限で起動した端末機のデスクトップ等へのデータ保存はできないようにしている。
- カ 一般ユーザー権限で起動した端末機のマウスの右クリック機能は無効にしている。
- キ 一般ユーザー権限で起動した端末機からシステム関連ファイルへのアクセスは制限している。
- ク 端末機のハードディスクにデータを保存する際は暗号化する。
- ケ サーバーと端末機間の個人情報の通信は暗号化している。
- コ サーバー、端末機のウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義更新は、庁内基幹業務系 NW を通じて自動配信を受ける。

(2) 運用上の保護

- ア サーバーは常時施錠したラック内に保管し、当該鍵の使用は関係者のみに限定するとともに鍵の貸し出し状況を記録する。
- イ サーバーとは別の場所に保管するバックアップ用の媒体（磁気テープを予定）についても、施錠された庫内に厳重に保管する。
- ウ いきいきサポートシステムにログインする際のパスワードは定期的（原則として概ね6か月）に変更するとともに、端末機及び同システムの操作状況をログとして記録する。
- エ 他システムからのデータ受け入れ（共通基盤システムによるオンライン連携の場合を除く）、印刷事業者にデータを提供する場合などの際に使用する USB メモリー等は媒体管理簿に記録し厳格に管理する。
- オ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はディスクシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- カ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検

を行う。

ク データ入力の外注にあたっては、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、委託先からのデータの保護その他管理に関する報告書の提出を義務づける。なお、特定個人情報は庁外への持ち出しはしない。